

男性不妊治療費の助成について【Q & A】

Q 1. 助成の対象となる男性不妊治療は何ですか。

A 1. 特定不妊治療のうち精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術費用及び凍結費用を対象とします。（ただし、保険外診療に限ります。）

Q 2. 男性不妊治療のみを行った場合は対象となりますか。

A 2. 男性不妊治療のみでの助成申請はできません。

ただし、主治医の治療方針に基づき、採卵前に男性不妊治療を行ったが、精子が採取できず治療が終了した場合に限り、男性不妊治療のみでの助成を対象とします。

Q 3. 男性不妊治療を行ったが、妻の体調不良で採卵を実施しなかった場合は対象となりますか。

A 3. 採卵を実施していないので、不妊に悩む方への特定治療支援事業の対象となりません。よって、男性不妊治療についても対象となりません。

Q 4. 助成の対象となる治療をどこの医療機関で受けても、助成対象になりますか。

A 4. 指定医療機関において行った男性不妊治療が助成対象となります。

※経過措置として、令和3年6月30日までに終了する男性不妊治療については、主治医の治療方針に基づき、指定を受けていない医療機関で治療を行った場合も助成対象となります。

Q 5. 主治医の治療方針に基づき、主治医の属する医療機関以外の他の医療機関（指定を受けていない医療機関）で男性不妊治療を行った場合は、受診等証明書（第2号様式）はどちらが作成すればよいですか。

A 5. 主治医が患者から男性不妊治療として支払った領収書の提出を受け、主治医が領収金額を記載してください。

※令和3年6月30日までに終了する治療に限る。

※指定を受けた医療機関において男性不妊治療を行った場合は、当該指定医療機関が受診等証明書（男性不妊治療用）（第3号様式）を作成してください。